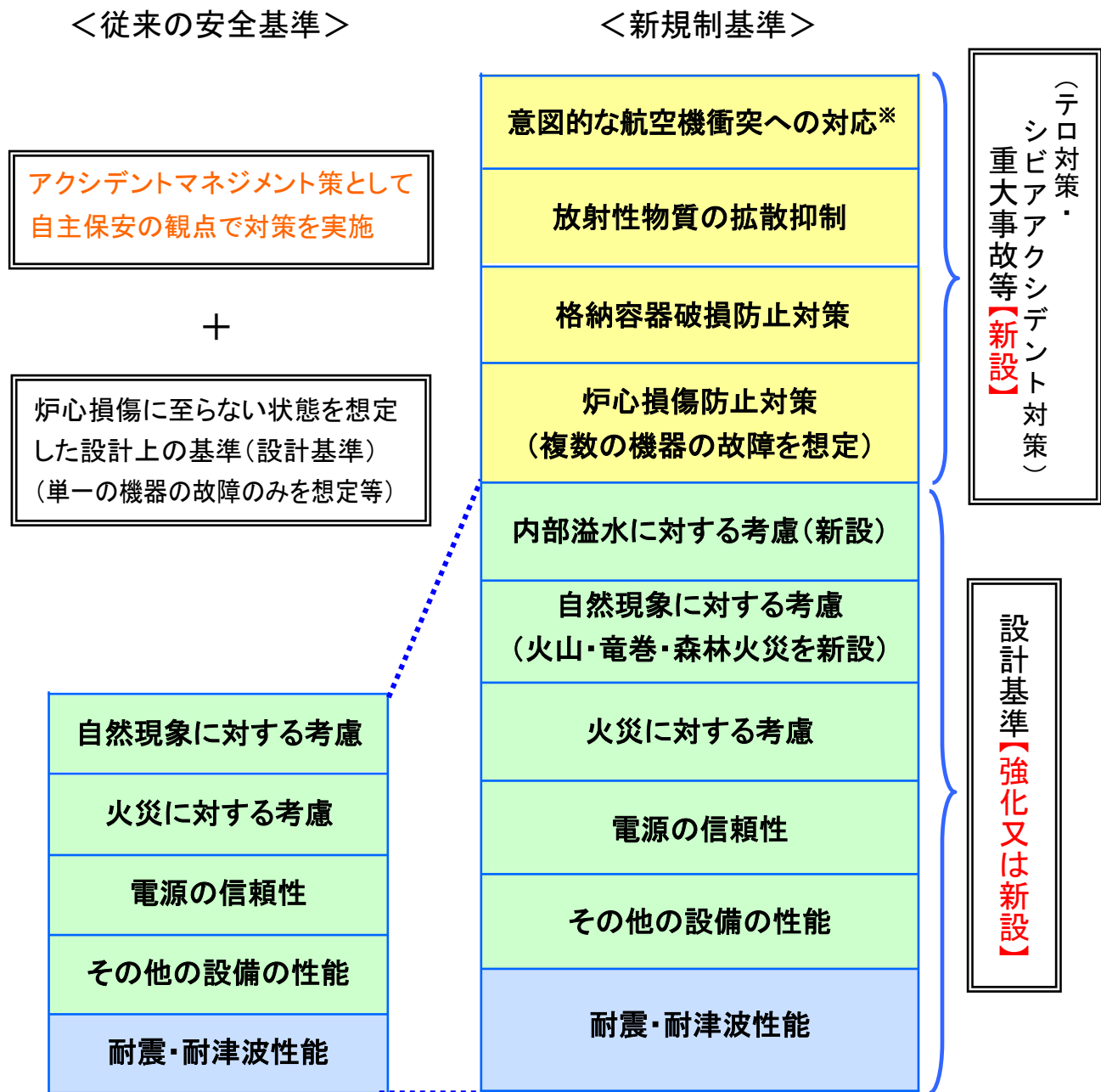


原子力規制委員会の新規制基準の概要と主な要求内容

1. 新規制基準の概要



2. 主な要求内容

基準	主な要求内容	
重大事故等対策 新設	放射性物質拡散抑制、プラント管理機能など	【特定重大事故等対処施設】：意図的な航空機衝突などのテロの場合に使用できる特定重大事故等対処施設の整備 【緊急時対策所】：重大事故等に対処する設備等の整備【免震重要棟】 【拡散抑制】：格納容器破損時等の放射性物質拡散の抑制 【水・電源】：サポート機能の確保（水源、電源）
	格納容器破損防止	【冷却・減圧】：格納容器内圧力、温度及び放射性物質の低減：格納容器の過圧破損防止 【溶融炉心冷却】：格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却 【水素爆発】：格納容器内の水素爆発防止
	炉心損傷防止	【停止対策】：通常操作による原子炉停止失敗の場合の対策 【冷却・減圧】：原子炉冷却機能喪失時の対策：原子炉減圧機能喪失時の対策：最終ヒートシンク（最終的な熱の逃がし場）確保
	設計基準 内容を強化	【溢水】：溢水により安全機能を損なわないこと（新設）
		【自然現象】：火山、竜巻、森林火災等を追加
		【火災】：火災防護対策の強化・徹底
【電源】：外部電源の強化（複数回線で異なる変電所等に接続）：非常用ディーゼル発電機の連続運転（7日間）		
地震・津波	【基準津波】：施設に最も大きな影響を与える津波を「基準津波」として策定：防潮堤等の津波防護施設等（耐震Sクラス）設置	
	【活断層】：重要な安全機能を有する施設は、活動性のある断層等の露頭が無い地盤に設置：後期更新世以降（約12~13万年前以降）の活動が否定できないものとし、必要な場合は中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡って活動性を評価	

[平成25年7月3日原子力規制委員会公表資料を用いて作成]

※特定重大事故等対処施設（大型航空機衝突、テロリズムにより外部への放射性物質の異常な放出を抑制するためのもの）については、経過措置として、適合までに5年の猶予期間が設定